

答 申 第 5 号
平成29年2月16日

芦屋市固定資産評価審査委員会
委員長 難波 里美 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会
会長 島 田 茂

芦屋市情報公開条例第16条第2項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成26年12月1日付け芦固審発第62-1号による下記の諮問について、以下の
ように答申します。

記

「平成24年度及び同25年度に貴委員会書記が芦屋市情報公開・個人情報保護審査会において意見陳述を行ったことに係る次の記録①名称の如何を問わず陳述内容の記録及び②書記から委員への復命、報告の決裁文書」についてなされた平成26年10月15日付け公文書不存在決定処分に対する異議申立てに関する諮問

第1 審査会の結論

平成24年度及び平成25年度に固定資産評価審査委員会書記（以下「書記」という。）が芦屋市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において行った意見陳述に係る次の文書①陳述内容の記録，②書記から委員への復命，報告の決裁文書の公文書公開請求について，実施機関が平成26年10月15日付け芦固審発第54-1号公文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったことは妥当である。

第2 公開請求に対する決定の経緯

異議申立人が，平成26年10月4日付けで芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号）第6条の規定に基づき，平成24年度及び平成25年度に書記が審査会において行った意見陳述に係る次の文書①陳述内容の記録，②書記から委員への復命，報告の決裁文書の公文書公開請求を行ったところ，固定資産評価審査委員会（以下「実施機関」という。）は公文書不存在決定処分を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は，実施機関が行った本件処分を不服として，平成26年11月21日付けで処分の取消しを求める異議申立てを行ったものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書において主張している異議申立ての理由は，次のように要約される。

- (1) 当該事案は，行政事件訴訟法の対象であり，書記が的確に審査会で陳述した内容の記録が委員会において不存在であるとは一般常識からして信じ難い。
- (2) 委員会へは口頭で復命したとして記録・決裁文書は現存していないと主張しているが，芦屋市の会議録，文書，復命等に関する要領に照らしても当該記録は必要であり，保存されているはずである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書及び意見陳述において主張している内容は，次のように要約される。

審査会での意見陳述は，あらかじめ何らかの口述文書等を準備しているものではなく審査会委員の質問に答える形で行っている。

また、固定資産評価審査委員会へは、口頭で出席した旨の報告をしているので、記録・決裁文書は現存していない。

第5 審査会の判断

実施機関は、意見書及び意見陳述において、審査会での書記の意見陳述は、審査会委員の質問に答える形で行っているため、あらかじめ何らかの口述文書等を準備していない、また、固定資産評価審査委員会への書記の報告は口頭で行っており、この報告の内容を記録・決裁文書として残すことはしていないと主張する。

本審査会での意見陳述は、原則、事前に質問内容の通知は行わず、その場で審査会委員が質問を行い、これに対し回答を得るという方式を採っていること、及び、書記が実施機関への報告を口頭で行っているため記録・決裁文書を残していないという主張に特に不自然な点は認められなかったことから、本審査会としては、実施機関の主張を認めざるを得ない。したがって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

ただし、固定資産評価審査委員会委員と書記が齟齬なく情報を共有できるようにするとともに、本市の情報公開制度の趣旨を尊重する観点から、今後、本審査会で書記等の職員が意見陳述を行った場合、それがどのように委員会に報告されたかを記録として残せるように文書を作成し、それを実施機関において保存することが望ましいということを付記しておく。

以 上

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成26年12月1日	諮問書の受理
平成28年3月29日	第1回審議
平成28年4月14日	第2回審議
平成28年6月3日	第3回審議
平成28年8月3日	第4回審議
平成28年12月15日	第5回審議
平成29年1月23日	第6回審議
平成29年2月16日	実施機関の意見陳述 第7回審議

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	役 職 名	備 考
芝池 義一	関西大学大学院法務研究科教授	会長 ～H28.3.31
島田 茂	甲南大学法学部法学科教授	会 長 H28.4.1～
武田 雄三	弁護士	職務代理 ～H28.3.31
大月 一弘	神戸大学大学院国際文化学研究科長・学部長	職務代理 (職務代理は H28.4.1～)

伊藤 明子	弁護士	
岩本 洋子	弁護士	
大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授	
亀若 浩幸	弁護士	H28. 4. 1～